

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			
民事訴訟	通常訴訟	8						20	10			10	6800円	6000円(※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	当事者が1名増えるごとに、2,700円分を加える。(内訳:500円×4枚、100円×6枚、10円×10枚) ※現金納付する場合は、訴状提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、宮崎地裁会計課まで持参、現金書留、または振り込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停						3					10	10	630円	相手方が複数の場合や申立書等の送付書類が多い場合は、別途予納をお願いすることがあります。
民事執行	担保不動産競売申立て(本庁に申し立てる場合)						1						110円	最低50万円 筆数等により増額	郵便切手110円に代わる料金受取人払封筒でも可
	強制競売申立て						1						110円	最低50万円 筆数等により増額	郵便切手110円に代わる料金受取人払封筒でも可
	担保不動産収益執行申立て						1						110円	最低90万円 事案により増額	郵便切手110円に代わる料金受取人払封筒でも可
	形式的競売申立て						1						110円	最低50万円 筆数等により増額	郵便切手110円に代わる料金受取人払封筒でも可
	自動車競売申立て						1						110円	最低10万円	郵便切手110円に代わる料金受取人払封筒でも可
	債務名義に基づく債権差押え	5					4	2	2			4	3320円		第三債務者が1名増えるごとに、1,990円分を加える。(内訳:500円×3枚、110円×1枚、100円×2枚、50円×2枚、20円×4枚) 債務者が1名増えるごとに、1,220円分を加える。(内訳:500円×2枚、110円×2枚)
	養育費等に基づく債権差押え	5					4	2	2			4	3320円		第三債務者が1名増えるごとに、1,990円分を加える。(内訳:500円×3枚、110円×1枚、100円×2枚、50円×2枚、20円×4枚) 債務者が1名増えるごとに、1,220円分を加える。(内訳:500円×2枚、110円×2枚)
	抵当権に基づく物上代位としての賃料差押え	5					4	2	2			4	3320円		第三債務者が1名増えるごとに、1,990円分を加える。(内訳:500円×3枚、110円×1枚、100円×2枚、50円×2枚、20円×4枚) 債務者が1名増えるごとに、1,220円分を加える。(内訳:500円×2枚、110円×2枚)
	財産開示	10					15		4			15	7000円		
	情報取得						1						110円	【不動産】 6,000円 【給与債権】 6,000円 第三者が1名増えるごとに、+2,000円 【預貯金債権等】 5,000円 第三者が1名増えるごとに、+4,000円	郵便切手110円に代わる料金受取人払封筒でも可
保全	債権仮差押	5						4	2			10	3100円		第三債務者が1名増えるごとに、1,990円分を加える。(内訳:500円×3枚、110円×1枚、100円×2枚、50円×2枚、20円×4枚) 債務者が1名増えるごとに、1,220円分を加える。(内訳:500円×2枚、110円×2枚)
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	2					2						1220円		物件の所在地及び物件数により、郵便切手額に変動があります。各裁判所の保全係までお問い合わせください。 債務者が1名増えるごとに、1,220円分を加える。(内訳:500円×2枚、110円×2枚)
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2						1220円		債務者が1名増えるごとに、1,220円分を加える。(内訳:500円×2枚、110円×2枚)
保護命令	保護命令	3						10	4			10	10	3000円	
労働審判	労働審判	8						20	10			10	10	6800円	相手方が1名増えるごとに、2,700円分を加える。(内訳:500円×4枚、100円×6枚、10円×10枚)